



「うきは市新型コロナウイルス対策中小企業等経営安定支援金」

うきは市では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障をきたした市内対象事業者に対し、支援金を交付します。

■【交付要件（その1）】

申請時点でうきは市内で事業を行っており、昨年度「うきは市新型コロナウイルス対策中小企業・小規模事業者緊急支援金」（10万円）の交付を受けた事業者。

交付金額 50,000円

■【交付要件（その2）】

令和2年新型コロナウイルス感染症の発生に起因し発動された中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号（セーフティネット4号）の規定に基づき、うきは市長の認定を受けた事業者。

※昨年度「うきは市新型コロナウイルス対策中小企業・小規模事業者緊急支援金」（10万円）の交付を受けていない事業者。

交付金額 150,000円

※詳細はうきは市ホームページをご覧ください。



●申請・問合せ うきはブランド推進課商工振興係 ☎76-9095



国民健康保険 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について

給与の支払を受けている国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合、療養のために仕事を休み給与が支給されなくなった期間に対して傷病手当金が支給されます。

申請には医療機関や事業主からの証明が必要となります。申請される際は、事前にお電話でお問い合わせください。（国保・年金係 ☎75-4973）

■対象者

次の①～③の条件をすべて満たす人

①うきは市国民健康保険に加入している。

②給与の支払いを受けている。

※個人事業主は対象になりません。

③新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができず、給与の全額または一部が支給されなかった。

※仕事を4日以上休み、休んで4日目が令和2年1月1日から令和3年6月30日までの間にあること。

※無症状の場合や自粛要請で労務に服さなかった場合は対象になりません。



■支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日。（令和3年6月30日まで。ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月まで。）

■支給額 ※一日当たりの支給額に上限があります。

$\left[\frac{\text{直近の継続した3カ月間の} \div \text{就労日数} \times 2}{3} \right] \times \text{支給対象となる日数}$
給与収入の合計額

●問合せ 市民生活課国保・年金係 ☎75-4973